

## 公募型プロポーザル説明書

### 1 業務概要

#### (1) 業務目的

広島県は、県内産業の付加価値の拡大や競争力の強化に向け、創業まもない企業の成長並びに中堅企業等における新事業展開や第二創業を活性化することで、地域の中核的企業を育成することを目指している。しかしながら多くの県内企業においては、自社製品開発や新規事業への進出に取り組みたくても、時代のニーズを捉えたアイデアを具現化し、商品として磨き上げ、市場に投入するまでに必要な知識や経験、人手が不足し、具体的な活動を進める上ではハードルが高い。

本事業はこうした課題を解決するため、アイデアや技術力を持つ県内企業を対象に、新たな社会的価値の創造を後押しするプログラムを企画・実施する。

#### (2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

#### (3) 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

#### (4) 事業予算上限額

10,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 2 注意事項

#### (1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式1）提出期限

令和5年8月7日（月）午後5時【必着】

#### (2) 仕様書等に対する質問書（様式2）提出期限

令和5年8月16日（水）午後5時【必着】

#### (3) 上記（2）に対する回答日等

令和5年8月17日（木）までに、公募型プロポーザル参加者全員に電子メールで回答する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

#### (4) 提案書提出場所及び期限

##### ① 提案書提出場所

広島県商工労働局イノベーション推進チーム

##### ② 提案書提出期限

令和5年8月21日（月）午後5時【必着】

③ その他

(ア) 提案書の再提出は、上記②の提出期限内に限り認める。なお、提案書の部分的な差替えは認めない。

(イ) 提案を取り下げの場合は、取り下げ願い書（様式4）を提出すること。

なお、提案書提出期限後から契約締結までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合にも、取り下げ願い書（様式4）を提出するものとする。

また、取り下げ願い書の提出があった場合でも、提出された書類は返却しない。

(ウ) 提出期限までに提案書を提出しない者は、辞退したものとみなす。

(5) 提案書に関するプレゼンテーション審査の日程

令和5年8月28日（月）

(6) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について

① 公募型プロポーザル参加希望者は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

公募型プロポーザル参加資格確認申請書	(様式1)
会社概要説明書	(様式3)
印鑑証明書	受付日前3か月以内に発行された正本
登記事項証明書	受付日前3か月以内に発行されたものの写し
財務諸表	最新決算年度の貸借対照表、損益計算書
納税証明書	最新決算年度の確定申告の法人税、法人事業税の納税証明書の写し、本社所在地の官公庁で発行する納税証明書の写しなど、管轄する官公署が発行する、広島県税、法人事業税、地方法人特別税、法人税、消費税及び地方消費税について滞納・未納がないことを証明する書面（受付日前3か月以内に発行されたものに限る。）の写し。 ただし、広島県内に事業所等が全くないなどの理由により、広島県に対して納税義務がない場合は、広島県税及び地方法人特別税に係る納税証明書の提出は必要ないものとする。
電子データの保存等に関する申出書	別紙「電子データの保存等に関する申出書」 (イベント等の参加者情報など、個人情報の取扱方法について)

なお、広島県の令和4～6年物品・委託役務競争入札参加資格をもっている場合は、印鑑証明書・登記事項証明書・財務諸表・納税証明書の提出は必要ないものとする。

- ② 申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。
- ③ 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。
- ④ 申請書等の提出は、持参又は郵便等による。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）

(7) 仕様書等について

- ① 仕様書等に対する質問がある場合は、上記「2（2）仕様書等に対する質問書提出期限」までに、仕様書等に対する質問書（様式2）により、電子メールにより提出すること。

《送付先アドレス》[syoinnov@pref.hiroshima.lg.jp](mailto:syoinnov@pref.hiroshima.lg.jp)

その際、件名を「新商品・サービス開発伴走型支援事業についての質問」とし、送信後、提出先（広島県商工労働局イノベーション推進チーム）へ電話により着信の確認を行うこと。

《電話》（082）513-3353（ダイヤルイン）

- ② 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問にのみ回答する。

(8) 優秀提案者として選定されなかった者に対する理由説明等について

- ① 優秀提案者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。
- ② 上記の通知を受けた者は、広島県商工労働局イノベーション推進チームに対してその理由説明を求めることができる。
- ③ この説明を求める場合は、令和5年9月1日（金）までに、その旨を記載した書類を提出すること。
- ④ 上記に対する回答は、令和5年9月4日（月）までに、書面により行う。

(9) 支払条件

業務完了後の一括払とするが、受注者の請求により必要があると認めるときは、委託料の一部の概算払も可とする。

- (10) 手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。
- (11) 参加者の負担について  
公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (12) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。
- (13) 提出された提案書について
  - ① 提出された提案書は、返却しない。
  - ② 提案書は、広島県情報公開条例に基づき公開する場合を除き、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。
- (14) 提出された提案書についてプロポーザルに関し、本県から受領又は閲覧した資料等は、本県の了解なく公表又は使用してはならない。
- (15) 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用して生じた責任は、プロポーザル参加者が負う。

### 3 契約事項

- (1) 公募型プロポーザルに関する要領  
公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。
- (2) 契約の締結  
優秀提案者と提出された提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合に、本県の契約担当職員が別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容等を一部変更する場合がある。  
また、優秀提案者と協議が整わない場合にあつては、次点の提案として評価した者と協議の上、契約を締結する場合がある。
- (3) 契約事項に関する規則  
広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。
- (4) 契約保証金  
公告に定めるとおり
- (5) 地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約  
適用なし

#### 4 添付書類

- (1) 公告
- (2) 仕様書
- (3) 契約書（案）
- (4) 企画提案書作成要領
- (5) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式1）、仕様書等に対する質問書（様式2）、会社概要説明書（様式3）、取り下げ願い書（様式4）

**【問い合わせ先】**

広島県商工労働局イノベーション推進チーム  
イノベーション環境整備グループ（担当：山崎・松浦）  
電話：082-513-3353（ダイヤルイン）